

---

横浜市

# 第21回道路高架下等利用計画検討会

(8-2)

---

## 別添図面集

### **資料内容**

- 1 港北区鳥山町
- 2 緑区霧が丘四丁目
- 3 青葉区しらとり台
- 4 港北区北新横浜一丁目

## 1 港北区鳥山町

1-1 位置図

1-2 案内図

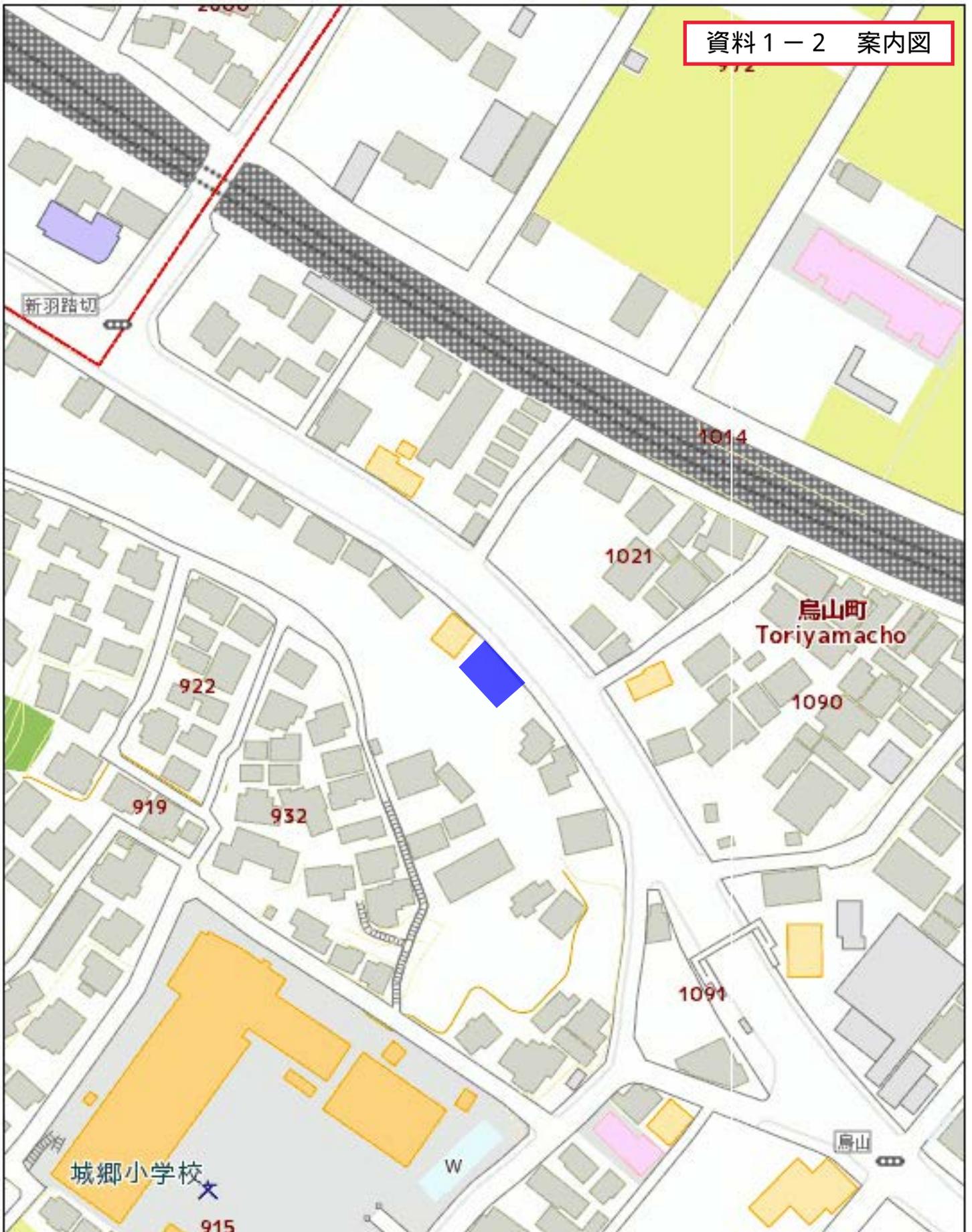
1-3 用途地域図

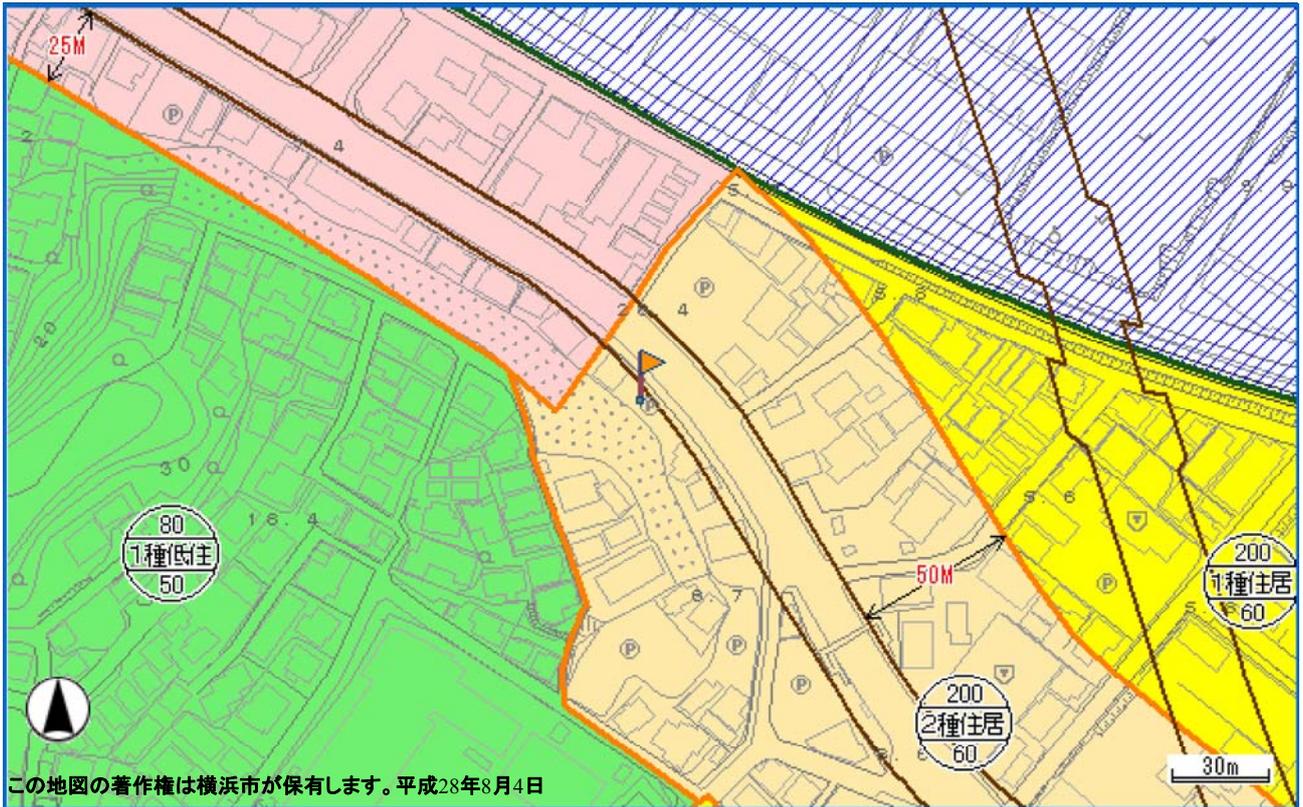
1-4 案内写真

1-5 平面図



青葉区ガイドマップ





この地図の著作権は横浜市が保有します。平成28年8月4日

〈凡例〉

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域(第7種高度地区)
- 商業地域(第6種高度地区)
- 商業地域(最低限1種高度地区)
- 商業地域(最低限2種高度地区)
- 準工業地域(第5種高度地区)
- 準工業地域(第7種高度地区)
- 工業地域(第5種高度地区)
- 工業地域(第7種高度地区)
- 工業専用地域
- 用途界
- 地番界(区域区分のみ)
- 地形地物界等(区域区分のみ)
- 最低限3種高度地区
- 市街化調整区域
- 都市計画道路
- 都市計画河川

下記の表示は、旗の根元の部分における内容です。

【都市計画による制限】

- 区域区分 : 市街化区域
- 用途地域 : 第2種住居地域
- 建ぺい率 : 60%
- 容積率 : 200%
- 高度地区(最高限) : 第4種高度地区
- 防火・準防火地域 : 準防火地域
- 緑化地域 : 緑化地域

【建築・造成等に関する制限】

- 災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域) : 鳥山町
- 建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) : 建築基準法第22条による区域
- 日影規制 : 高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間
- 宅地造成工事規制区域 : 宅地造成工事規制区域
- 駐車場条例の附置義務区域 : 周辺地区又は自動車ふくそう地区

- 図面番号 : 053
- 図面番号(旧) : 050

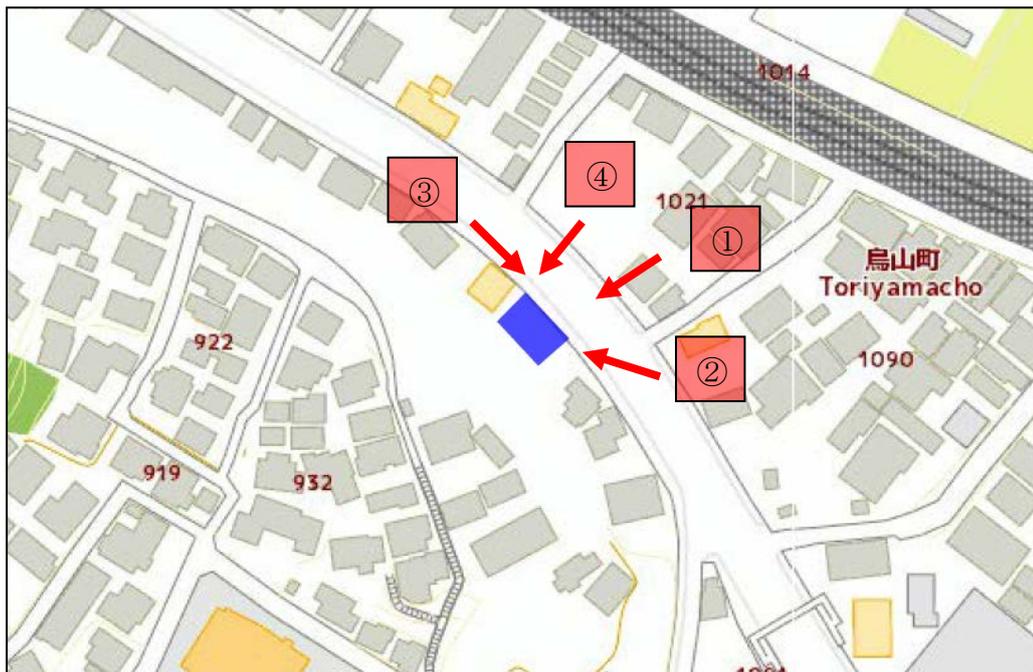
注意:

この図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用下さい。

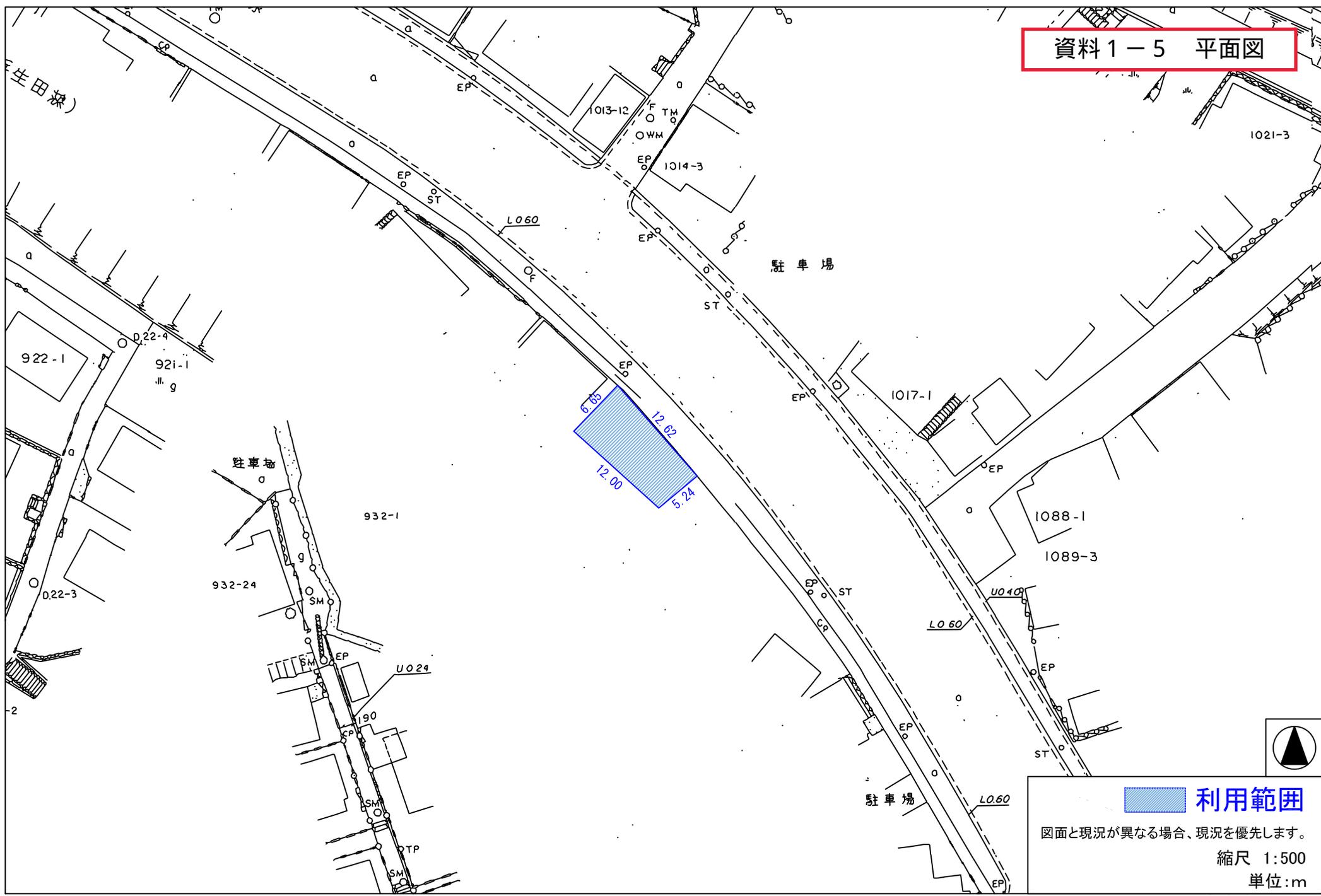
横浜市 行政地図情報提供システム ご利用日時:[2016/08/04 14:17:20]

Copyright (C)2016 City of Yokohama. All rights reserved.

資料 1 - 4 案内写真



資料1-5 平面図



 利用範囲

図面と現況が異なる場合、現況を優先します。

縮尺 1:500

単位:m

## 2 緑区霧が丘四丁目

2-1 位置図

2-2 案内図

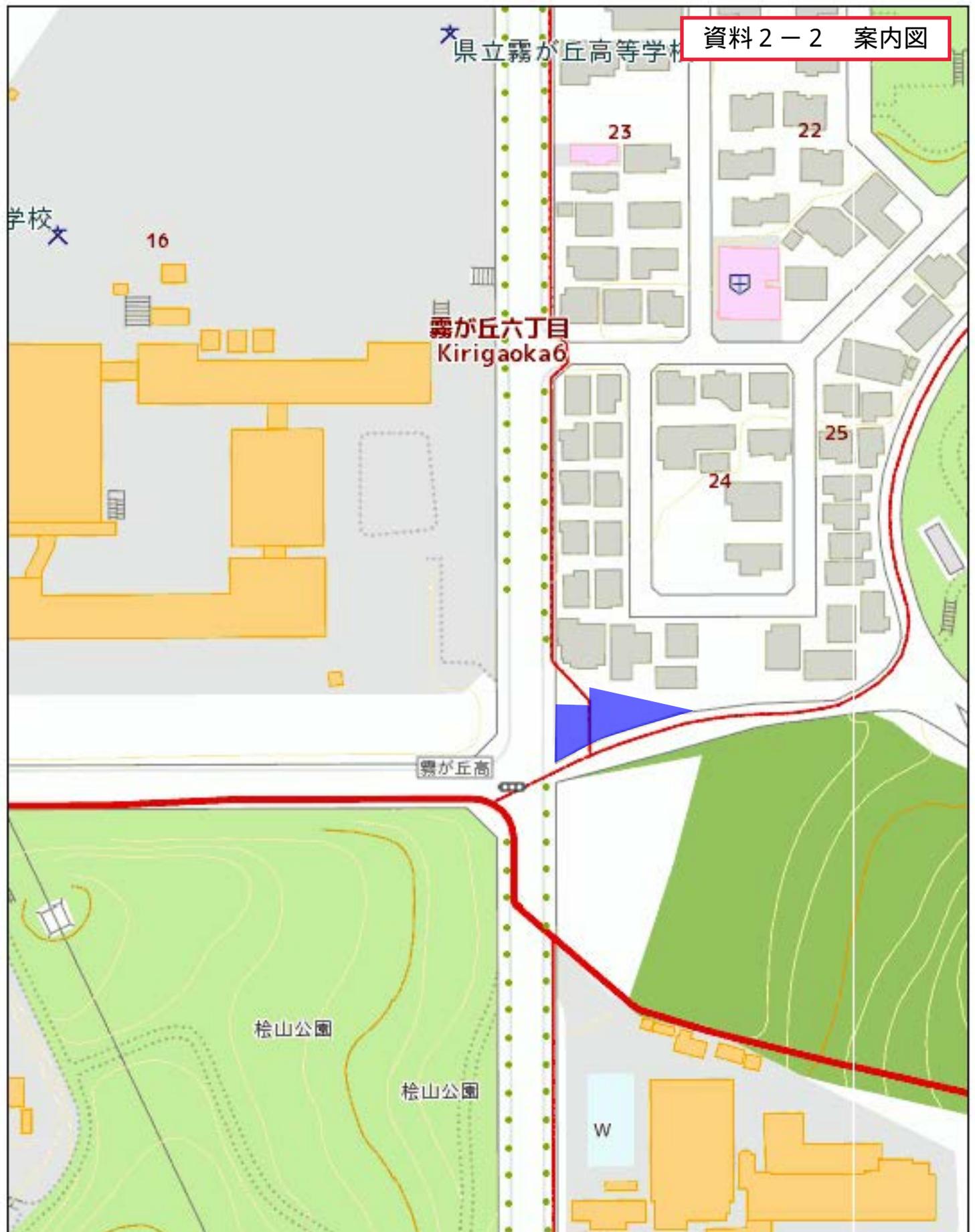
2-3 用途地域図

2-4 案内写真

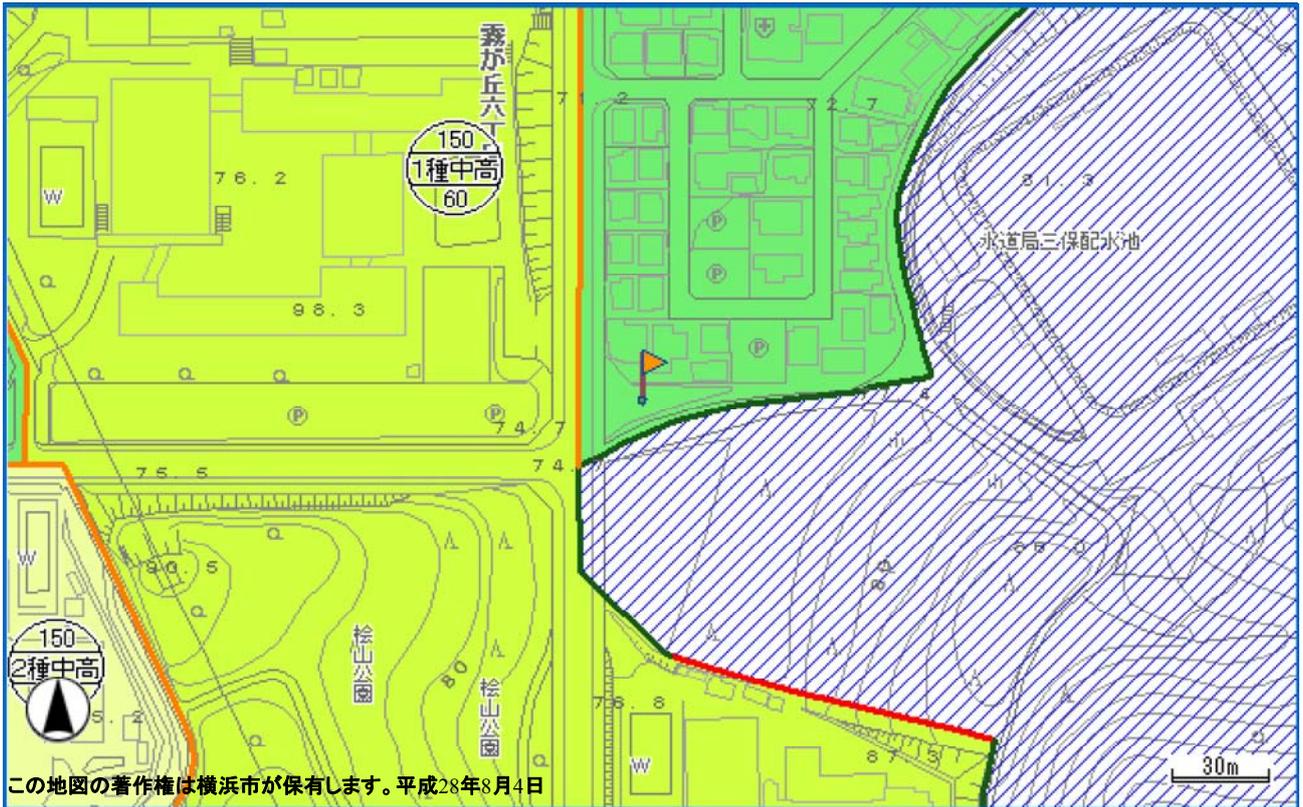
2-5 平面図



青葉区ガイドマップ



## 青葉区ガイドマップ



〔凡例〕

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域(第7種高度地区)
- 商業地域(第6種高度地区)
- 商業地域(最低限1種高度地区)
- 商業地域(最低限2種高度地区)
- 準工業地域(第5種高度地区)
- 準工業地域(第7種高度地区)
- 工業地域(第5種高度地区)
- 工業地域(第7種高度地区)
- 工業専用地域
- 用途界
- 地番界(区域区分のみ)
- 地形地物界等(区域区分のみ)
- 最低限3種高度地区
- 市街化調整区域
- 都市計画道路
- 都市計画河川

下記の表示は、旗の根元の部分における内容です。

【都市計画による制限】

- 区域区分 : 市街化区域
- 用途地域 : 第1種低層住居専用地域
- 建ぺい率 : 40%
- 容積率 : 80%
- 外壁後退距離 : 前面道路から1m
- 敷地面積最低限度 : 125平方メートル
- 高度地区(最高限) : 第1種高度地区
- 防火・準防火地域 : 防火指定なし
- 風致地区 : 新治・三保風致地区: 第4種(建ぺい率(40%)、容積率(用途地域で規定)、建築物の高さ(15m)、外壁後退(道路2m、その他1m))

土地区画整理事業

- : 霧が丘土地区画整理事業(※事業完了)

緑化地域

- : 緑化地域

【建築・造成等に関する制限】

- 建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) : 建築基準法第22条による区域
- 日影規制 : 軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間
- 宅地造成工事規制区域 : 宅地造成工事規制区域

図面番号 : 049

図面番号(旧) : 046

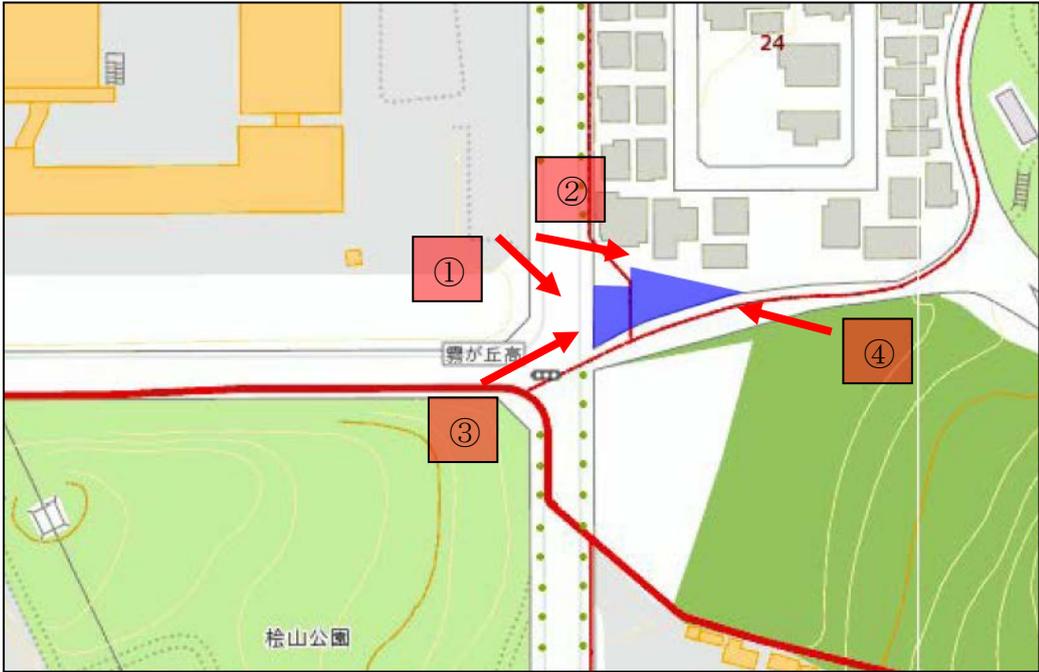
注意:

この図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用下さい。

横浜市 行政地図情報提供システム ご利用日時:[2016/08/04 15:05:48]

Copyright (C)2016 City of Yokohama. All rights reserved.

資料 2 - 4 案内写真





### 3 青葉区しらとり台

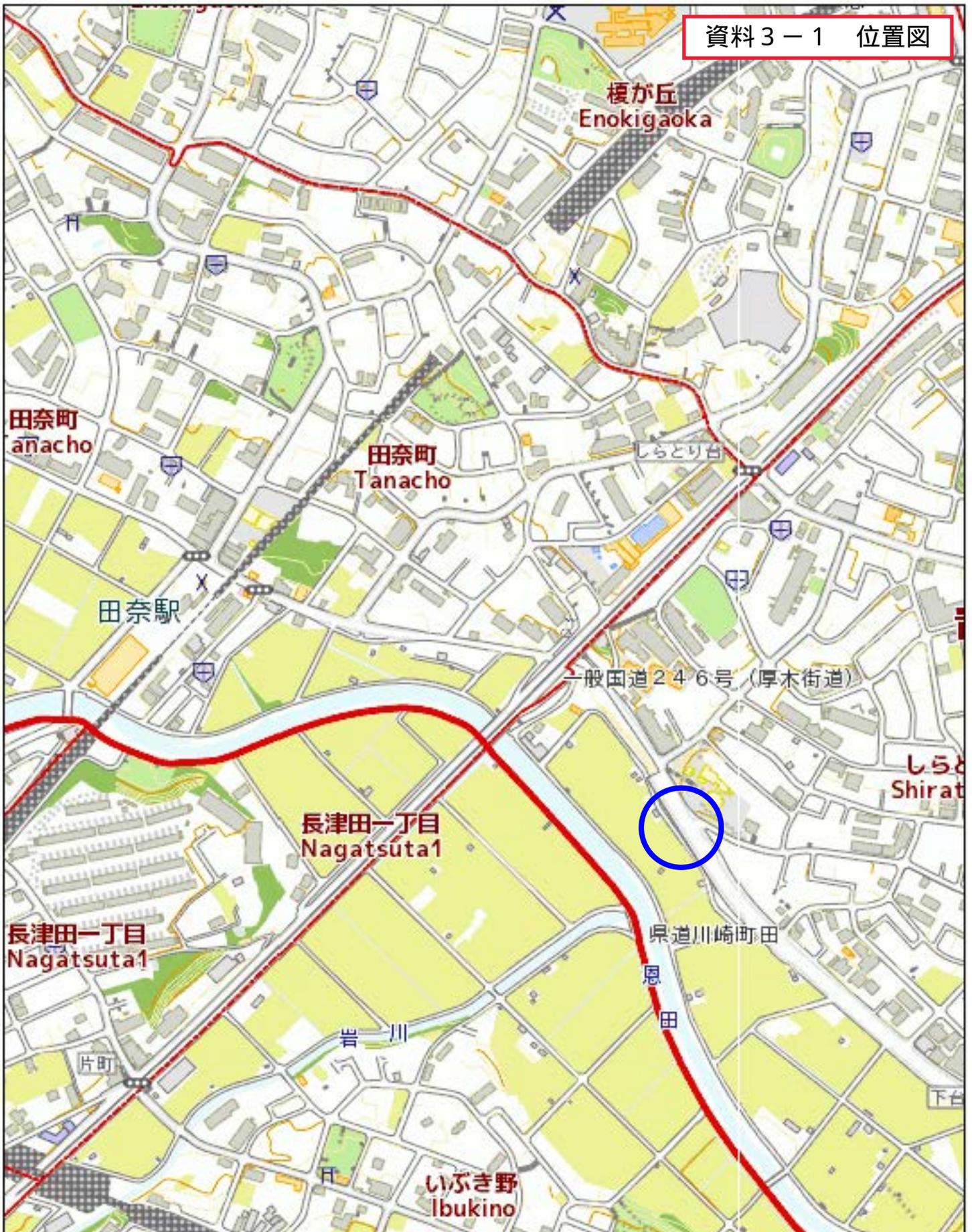
3-1 位置図

3-2 案内図

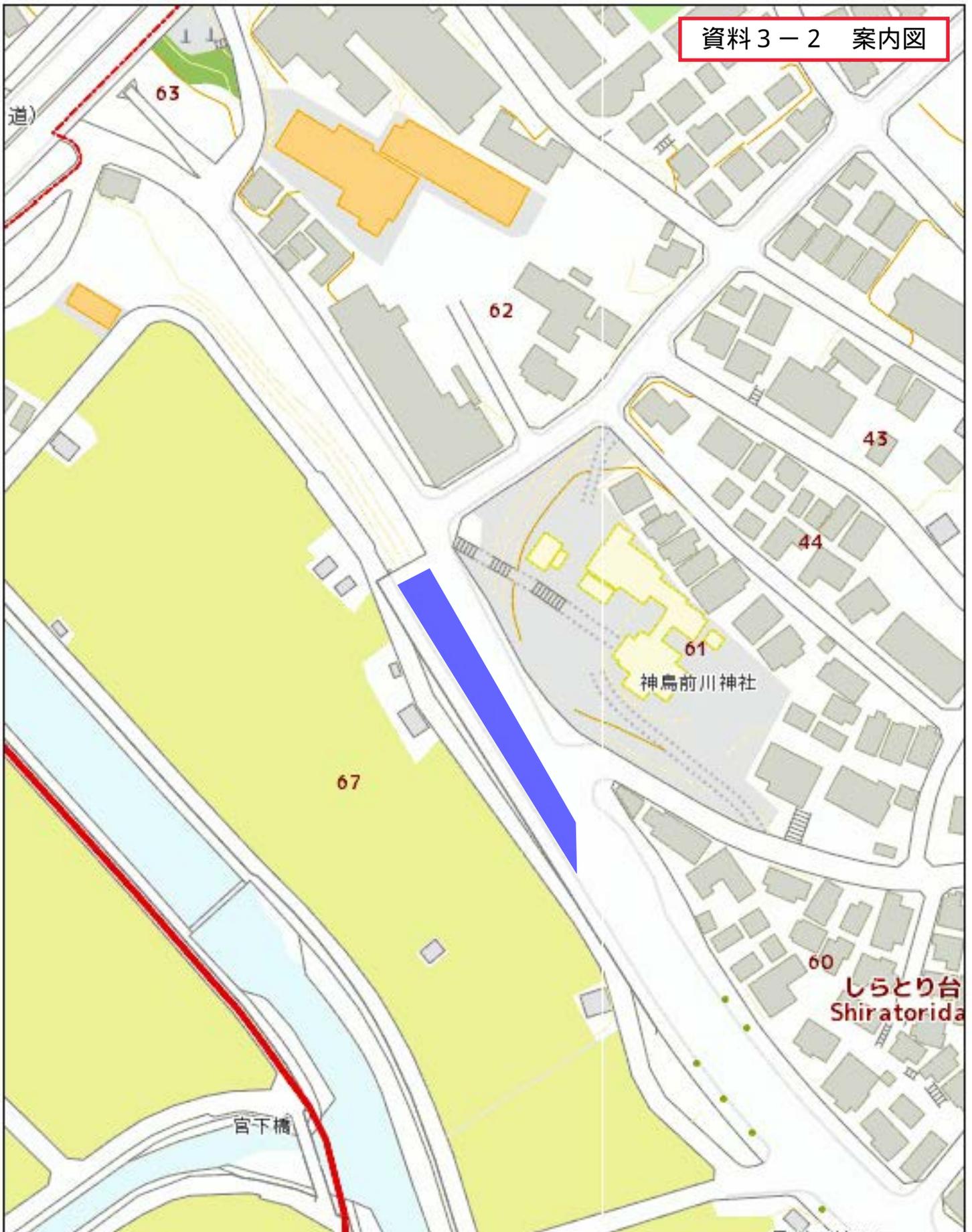
3-3 用途地域図

3-4 案内写真

3-5 平面図

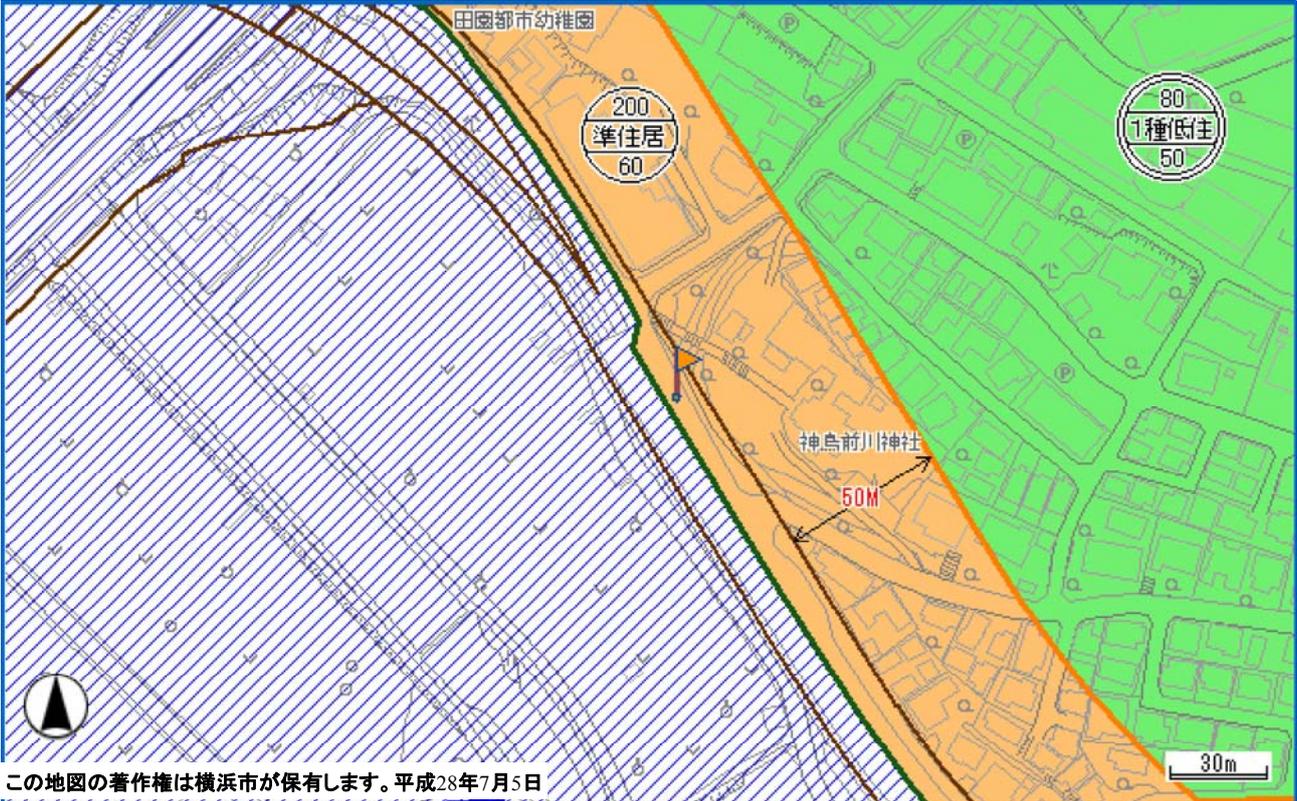


青葉区ガイドマップ



用途地域等

表示されている地図情報の最終更新日  
平成27年2月5日



この地図の著作権は横浜市が保有します。平成28年7月5日

(凡例)

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域(第7種高度地区)
- 商業地域(第6種高度地区)
- 商業地域(最低限1種高度地区)
- 商業地域(最低限2種高度地区)
- 準工業地域(第5種高度地区)
- 準工業地域(第7種高度地区)
- 工業地域(第5種高度地区)
- 工業地域(第7種高度地区)
- 工業専用地域
- 用途界
- 地番界(区域区分のみ)
- 地形地物界等(区域区分のみ)
- 最低限3種高度地区
- 市街化調整区域
- 都市計画道路
- 都市計画河川

下記の表示は、旗の根元の部分における内容です。

【都市計画による制限】

- 区域区分 : 市街化区域
- 用途地域 : 準住居地域
- 建ぺい率 : 60%
- 容積率 : 200%
- 高度地区(最高限) : 第4種高度地区
- 防火・準防火地域 : 準防火地域
- 都市計画道路 : 3・3・26 川崎町田線 代表幅員:22m
- 緑化地域 : 緑化地域

【建築・造成等に関する制限】

- 建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) : 建築基準法第22条による区域
- 日影規制 : 高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間
- 駐車場条例の附置義務区域 : 周辺地区又は自動車ふくそう地区

- 図面番号 : 028
- 図面番号(旧) : 026

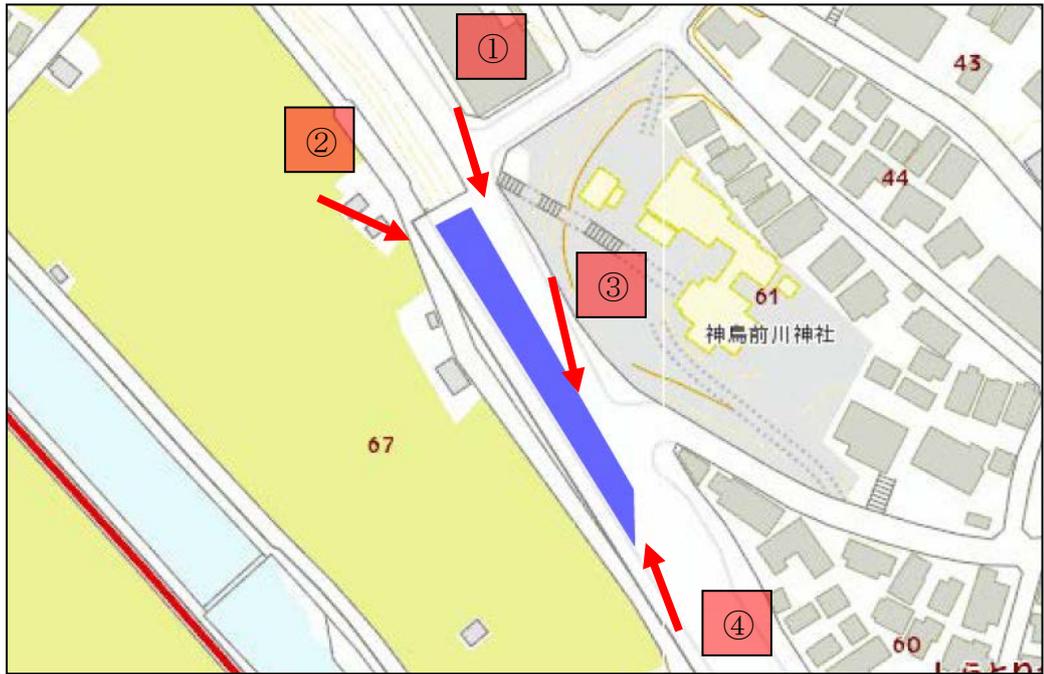
注意:

この図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用下さい。

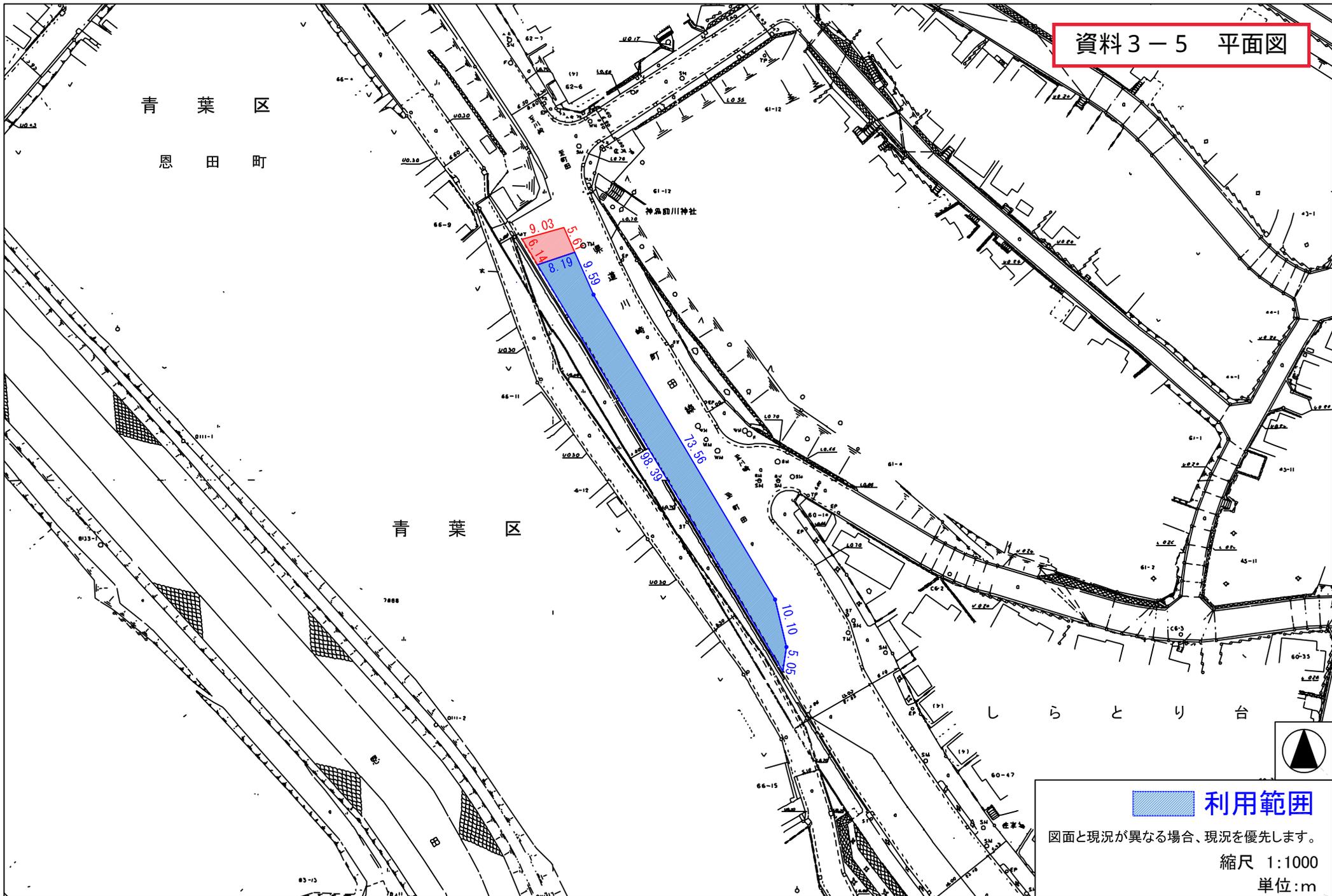
横浜市 行政地図情報提供システム ご利用日時:[2016/07/05 16:01:12]

Copyright (C)2016 City of Yokohama. All rights reserved.

資料 3 - 4 案内写真



資料 3-5 平面図



## 4 港北区北新横浜一丁目

4-1 位置図

4-2 案内図

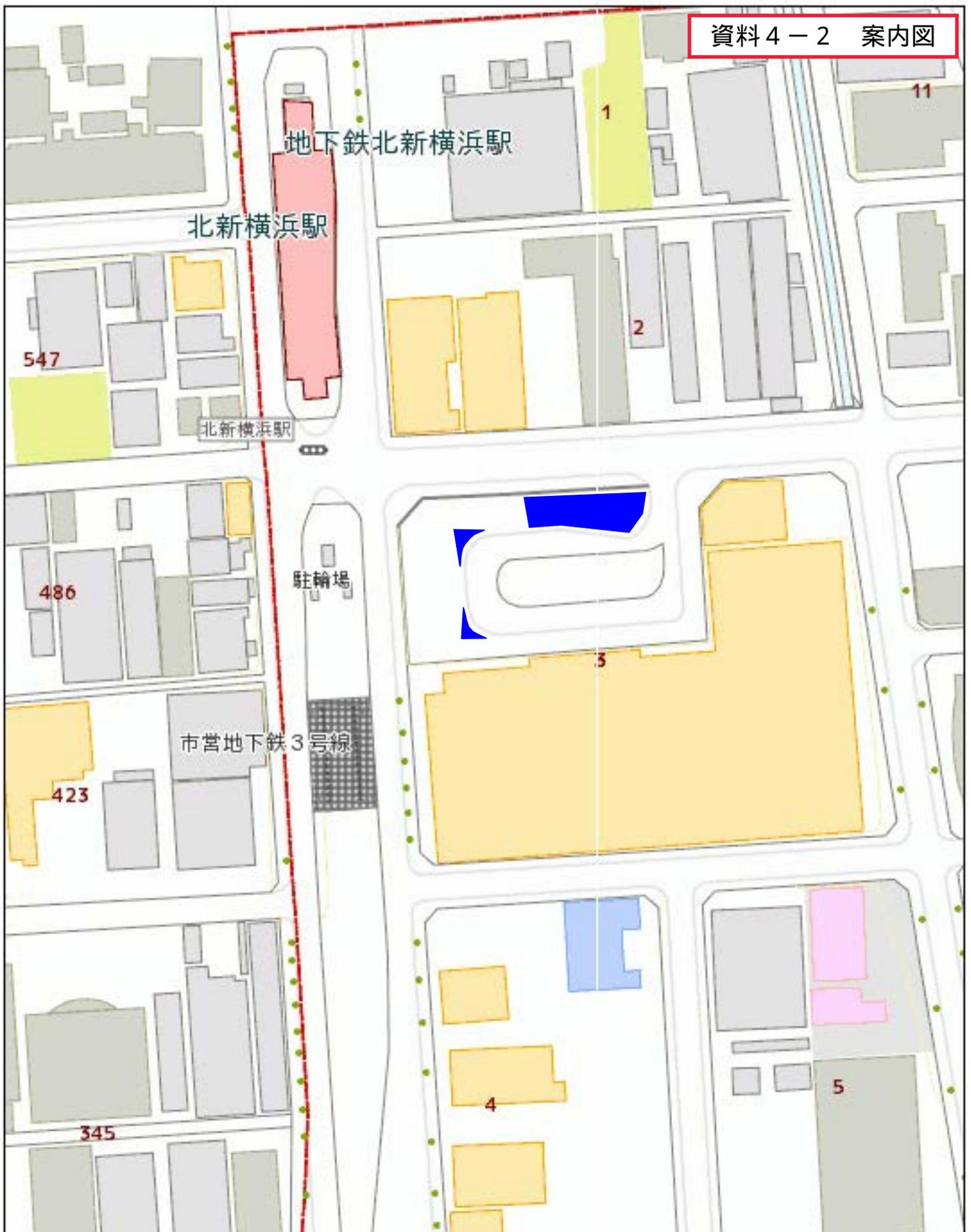
4-3 用途地域図

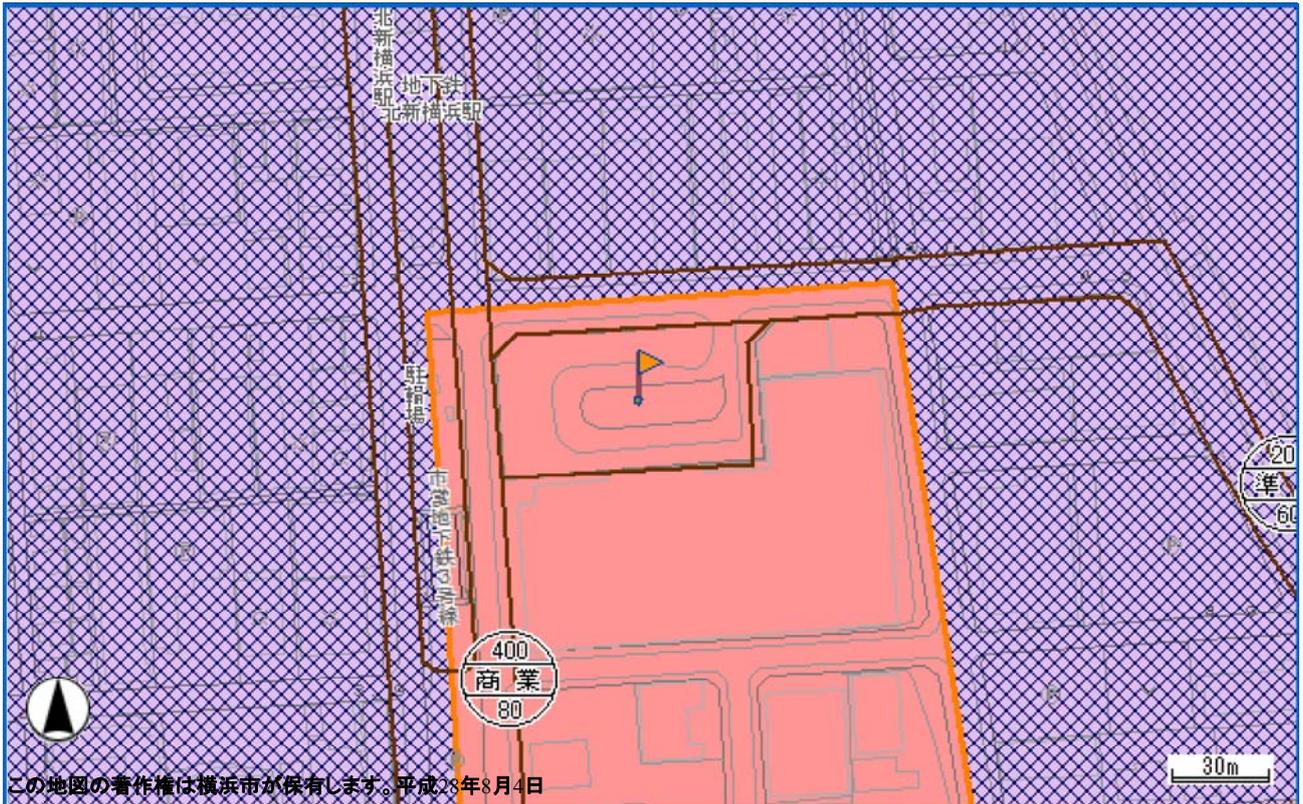
4-4 案内写真

4-5 平面図



青葉区ガイドマップ





〈凡例〉

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 進住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域(第7種高度地区)
- 商業地域(第6種高度地区)
- 商業地域(最低限1種高度地区)
- 商業地域(最低限2種高度地区)
- 準工業地域(第5種高度地区)
- 準工業地域(第7種高度地区)
- 工業地域(第5種高度地区)
- 工業地域(第7種高度地区)
- 工業専用地域
- 用途界
- 地番界(区域区分のみ)
- 地形地物界等(区域区分のみ)
- 最低限3種高度地区
- 市街化調整区域
- 都市計画道路
- 都市計画河川

下記の表示は、旗の根元の部分における内容です。

【都市計画による制限】

区域区分	: 市街化区域
用途地域	: 商業地域
建ぺい率	: 80%
容積率	: 400%
高度地区(最高限)	: 第7種高度地区
防火・準防火地域	: 防火地域
都市計画道路	: 3・4・48 長島2号線 代表幅員:16m
地区計画	: 新横浜長島地区地区計画
土地区画整理事業	: 新横浜長島地区土地区画整理事業(※事業完了)

【建築・造成等に関する制限】

建築基準法道路種別(指定道路図)	: 法第42条第1項第1号道路
建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く)	: 建築基準法第22条による区域
駐車場条例の附置義務区域	: 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域

図面番号	: 043
図面番号(旧)	: 041

注意:

この図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用下さい。

横浜市 行政地図情報提供システム ご利用日時:[2016/08/04 11:19:37]

Copyright (C)2016 City of Yokohama. All rights reserved.

資料4-4 案内写真

